

鎌ケ谷市市民活動推進センターウェブサイト登録要領

(目的)

第1 本要領は、「鎌ケ谷市市民活動推進センターウェブサイト」(以下「本サイト」という。)の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録者の制限)

第2 次の各号に該当するものは、本サイトに登録できない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治活動を目的とするもの
- (3) 宗教活動を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反する行為を目的とするもの
- (5) その他、市が不相当と認めたもの

(ID及びパスワードの取得)

第3 本サイトに登録する団体(以下「登録団体」という。)は、市へ団体登録申請書を提出し、ID及びパスワードを取得しなければならない。

(ID及びパスワードの管理)

第4 本サイトに登録したID及びパスワードの管理は、登録団体が責任を負うものとする。

(登録情報)

第5 登録団体が登録した情報(以下「登録情報」という。)は市が所有するものとし、登録団体は、登録内容に変更があった場合は、速やかに市へ報告するものとする。

2 登録情報のうち、個人情報については、鎌ケ谷市個人情報保護条例(平成12年鎌ケ谷市条例第1号)に基づき取り扱うものとする。

(登録の取消)

第6 登録団体が登録を取り消す場合は、市へ報告するものとする。

2 市は、登録団体に不正な行為があった場合には、登録を取り消すことができる。

(掲載内容の削除)

第7 市は、公序良俗に反する内容や第三者に不利益を与える内容又はその恐れのある場合には、掲載内容を削除若しくは掲載を停止することができる。

(運用の中断及び停止)

第8 市は、次の各号に該当する場合は、登録団体への事前の通告なしに本サイトの運用を一時停止することができる。

- (1) システムの定期保守、更新ならびに緊急の場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により、運用が困難な場合
- (3) インターネットを通じて不正な侵入により、運用が困難な場合
- (4) その他、不測の事態により運用が困難な場合

(免責事項)

第9 市は、本サイトの運用中断、停止等により、登録団体に生じた不利益、損害の責任を負わないものとする。

2 市は、本サイトの情報に関し、登録団体と第三者に生じた紛争の責任を負わないものとする。

(サイトポリシー)

第10 市はサイトポリシーを別に定め、本サイトの管理に関する方針及び個人情報の取り扱いを明確にするものとする。

附 則

この要領は平成18年9月12日から施行する。